



気をつけよう！見守ろう！ ふくい消費生活



2021年3月号

一訪問販売の契約は慎重に一

「〇〇がお得になります」などと言って訪問してきた業者の勧誘により、不本意な契約をするといったトラブルが発生しています。

相談
事例1



電気料金が安くなると言われ・・・

「電気料金が安くなるプランを御存知ですか。」と電話があり、見積りは無料というので訪問を承諾した。訪れた業者から、80万円の電気温水器を勧められ、説明されるままに契約をしてしまった。しかし、同様の商品が家電量販店で20～30万円で販売されていることが分かったので、解約したい。



電気料金の話のはずが、電気温水器を買うことになってしまいました。今回の場合、クーリング・オフができる期間内だったので、無条件で契約を解除することができました。「料金が安くなる」などといった言葉だけで判断せず、**契約の内容をよく確認してから判断し、高額な契約では他と比較するなどよく検討しましょう。**また、今回のように事前に電話がある場合がありますが、**安易に訪問を承諾するのは避けましょう。**



温水器は高いけど、
電気代が
安くなるなら・・・



電気代が
安くなりますよ。

訪問販売は、店に出向かなくても商品を購入できるといったメリットがありますが、不意に勧誘される場合も多く、不本意な契約をしてしまいがちです。また、強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘、ウソの説明など問題ある勧誘もみられます。**その場で契約することは避け、家族等と相談し、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。**

近所を回っているという業者の訪問を受け、「布団の点検をしているので見せてほしい」と言われた。

見せたところ、「このままだと羽毛が飛び出し、吸い込むと体に悪いので打ち直したほうがいい」と言われ、不安になり20万円で契約した。

改めて考えると高額だと思い、翌日解約を申し出たが、すでに打ち直しにとりかかったと言って応じてくれない。



「無料で点検」、「健康のため」など、言葉巧みに契約を勧めてくる事例です。以前購入した布団の点検と称し家に上がり込む業者や、強引に販売する業者もいるので注意が必要です。

今回の事例ではクーリング・オフを書面で通知するとともに、消費生活センターからも業者と交渉した結果、無条件で契約を解除することができました。



訪問販売について知ろう！

訪問販売は、トラブルが生じやすいため、勧誘や販売の方法について法律で細かく定められており、違反した場合、行政処分の対象になることがあります。次の決まりを守らない業者には、特に警戒しましょう。

氏名等の明示義務

勧誘の前に、会社名、販売目的であること、商品・サービスの内容を明らかにしなければならないことになっています。

再勧誘の禁止

断った人に勧誘を継続したり、再度勧誘することは禁止されています。



消費者庁イラスト集より

書面交付義務（交付日からクーリング・オフ期間がスタート）

契約内容や条件などを記載した書面を交付しなければならないことになっています。

不実告知、威迫・困惑などの禁止

勧誘時に虚偽の説明をしたり、脅したり困惑させたりする行為は禁止されています。

◆トラブルに遭わないために◆

○勧誘を受ける気がないときは、ドアを開けない

事業者名、氏名、訪問の目的（何のセールスカ）を確認し、**安易に家の中に入れてない**ようにしましょう。

**セールス 勧誘
お断り!**

○断るときは、きっぱりと。

必要な場合は、早いうちに**「いません」「お断りします」**とはっきり伝えましょう。

○その場で契約しない

必ず**誰かと相談したり、日を改めてから**回答するようにしましょう。

○契約をするときは、必ず契約書面を受け取る

契約内容に問題がないかよく確認し、心配な時は相談できる人に早めに見てもらいましょう。8日以内ならクーリング・オフで無条件で契約を解除できるなど、すぐ対応すれば解決できる可能性が高まります。

◆不本意な契約をしてしまったときは◆

消費者被害救済の方法について、主な例を紹介します。

○クーリング・オフを利用する

訪問販売の場合、**契約書等の書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件で契約を解除）**できます。契約書面を受け取っていなかったり、書面に不備があったりする場合は、適切な書面を改めて交付されてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

○不当な勧誘による契約の取り消し

勧誘の際に虚偽の説明をしたり（不実告知）、帰ってほしいと言ってもしつこく勧誘を続けたり（不退去）して契約した場合、取り消しできる場合があります。

○過量販売による契約の取り消し

日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える契約をしたとき、取り消しできる場合があります。

おかしいなと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。

◆新型コロナウイルスのワクチン接種を騙る不審電話にご注意◆

「ワクチンを接種できるので指定の口座に10万円振り込んでください。後日返金します。」などといった不審な電話が確認されています。**行政機関等がワクチン接種に関して金銭や個人情報を電話で求めることはありません。不審な電話やメールはすぐ切るか無視してください。**

<新型コロナ関連消費者向け情報>



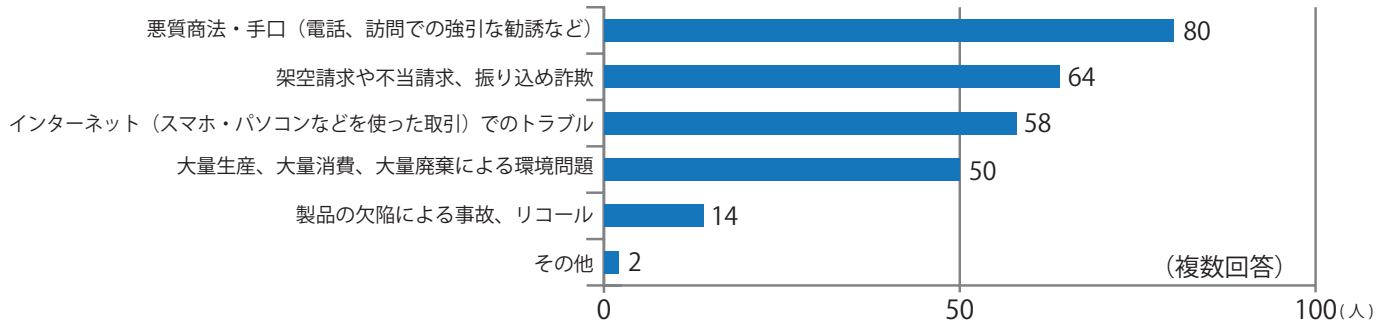
消費者庁は、注意していただきたいことを特設ページにおいて提供しています。

消費生活モニターの皆様にお聞きしました！

県消費生活モニターの皆様は、消費生活の中で特に問題だと感じていることをお聞きしたところ、多くの方が「悪質商法・手口」、「架空請求や不当請求、振り込み詐欺」と回答しました。また、新しい生活様式によりインターネットに触れる機会が増えたためか、「インターネットでのトラブル」が昨年度より増えています。

(回答者 県消費生活モニター 118 名)

消費生活にかかわる様々なことの中で、特に問題があると感じていることは・・・。



消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

3月の開設日

開設時間 14:00 ~ 16:00

分野	3月	
福井弁護士会(法律)	2日(火)	県消費生活センター
	4日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)
	17日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	25日(木)	県嶺南消費生活センター

*事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
3月4日(木)の申込受付は、開催場所の敦賀市消費生活センターでもできます。

消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)



福井県消費生活センター

〒 910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒 917-0069 小浜市小浜白鬚 112(白鬚業務棟 3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

